

本院における院内感染症防止対策の取組

本院では、患者様やご家族、本院の職員、来院者などに対し、感染症の危険から守るため、感染防止対策等に積極的に取り組んでおります。

感染防止のため、患者様等におかれましては、ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、なにとぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

院内感染対策

1 院内感染対策に係る体制

本院では、院長を「院内感染管理者」と定め、「感染防止対策部門」を設置し、診療所全体で感染対策に取り組んでいます。

2 院内感染対策の業務内容

本院では、全ての職員が遵守する「感染防止対策業務指針」及び「手順書」を定め、標準予防策や感染経路別予防策等に基づき、職員の手洗いや消毒、状況に応じた感染予防を実施するため、防護服等の着脱など有事の際の訓練を実施しています。

また、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況等を確認しています。

3 職員教育

全職員に対し年2回院内研修を実施し、感染防止に対する知識の向上を図っています。

4 抗菌薬の適正使用

抗菌薬を投与することにより患者状態の改善を図ることができても、薬剤耐性菌が発生したり抗菌薬の副作用が生じたりすることがあります。このため、本院では適切な抗菌薬を選択し、適切な量を、適切な期間、適切な投与ルートでの投与により抗菌薬の適正使用を実施しています。

5 感染対策連携

本院は、地域の古賀総合病院との感染対策連携を取っており、組織的感染防止対策につき厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、九州厚生局に届け出を行っております。

これに伴い、受診された患者様お一人につき、月 1 回に限り、「外来感染対策向上加算（6 点）」を診療報酬に加算させていただきます。

また、発熱などの感染症が疑われる患者様に対して適切な対策を講じて診療を行った場合、「発熱患者等対応加算（20 点）」が月 1 回に限り加算されます。

令和 7 年 9 月 1 日 さんさんファミリークリニック